

27. 9. 30

井原 寿加子

1. 安全保障関連法について

先日、安全保障関連法が成立しました。これにより、集団的自衛権の行使や他国軍隊に対する後方支援を通じ、自衛隊の活動範囲が大きく拡大し、戦後一貫して大切にしてきた平和主義の原則を大きく転換するものだと言われています。日本の安全保障のあり方そのものをここで取り上げて議論することはできませんが、この間の経緯やその内容をみると、憲法との関係や民主主義のあり方などに関する重要な課題があることがわかります。これらは、私たち一人ひとりの日々の生活や生き方に直結するもので、もちろん、県政を推進する上でもその基盤となるものだと思います。

こうした観点から、知事のお考えをお聞きしながら、少し議論してみたいと思います。

そこでまず、憲法との関係について知事にお伺いいたします。

ほとんどの憲法学者や元内閣法制局長官、最高裁の元長官でさえ、憲法に違反すると断言しており、その違憲性は明らかです。明確に違憲だとされる法律案が堂々と国会に提出されることは、かつてないことであり、異常な事態です。憲法99条には、「国務大臣、国会議員その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う」と規定されています。各大臣はもちろんですが、知事にもこの規定は適用され、少なくとも、今回の法律と憲法との関係についてお考えを明確にされる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、民主主義についてお尋ねいたします。

安倍総理自身が繰り返し認めているように、この法律に対する国民の理解は一向に進んでおりません。各種世論調査によると、この法律に反対する人は50%を超え、政府の説明が不十分とする人は70%あまりに達しています。つまり、ほとんどの国民が法律そのものに反対か、少なくとも先の国会で成立させるべきではないと考えていたにも関わらず、そうした国民の声を無視して強行採決を行ったことは、民主主義、立憲主義に反する暴挙だと思います。いまだに、若者や女性を中心に、全国で抗議行動が続いています。

もちろん、県政を推進する上で民主主義はその重要な基盤となるものです。そこで、お伺いいたします。現在の状況は、日本の民主主義の危機だと思いますが、知事はいかがお考えでしょうか。

次に県民の安全についてお伺いいたします。

安倍総理は、今回の法律について、「国の安全と国民の平和な暮らしを守るために必要である」と説明していますが、果たしてそうでしょうか。実際には、海外において、他国と一緒に武力行使をする、つまり戦争に参加する道を開くもので、日本の安全はかえって脅かされることになるのではないのでしょうか。

岩国には、米海兵隊とともに海上自衛隊の航空機部隊が展開しており、今回の法律により自衛隊の活動範囲は大きく拡大し、岩国基地の役割も変わります。市民の安全が脅かされる危険性も増大することは必至です。

県民の安全を守る立場にある知事として、今回の法律が県民に与える影響などについて、どのようにお考えでしょうか、率直なご見解を是非お聞かせください。

2. 米軍再編について

岩国基地の周辺では、毎朝、基地へ向かう工事車両が、道路の片側を完全に占拠して延々と連なり、基地内では、2017年に迫った空母艦載機の岩国移駐に向けた施設整備などが、毎年数百億円の予算を使い着々と進められています。愛宕山でも、一般道をまたぐ橋梁工事が始まり、10月15日には野球場建設の起工式も行われます。

そこで、改めて確認させていただきます。県の基本姿勢は、「岩国基地の今以上の機能強化は認められない」ということだったと思いますが、これに変わりはないですか。

また、県は、基地や原発などの問題については、よく「地元の意向を尊重する」とされています。

岩国市においては、すでに空母艦載機の移駐に関して理解を示し協力するという方針を国に示し、受け入れが前提の再編交付金10数億円を何年にもわたって受け取っており、基地内の工事や愛宕山への米軍住宅の建設についても、移駐の準備行為として認めています。すでに移駐は既定事実として着々と進められているというのが現実であり、ほとんどの市民もよく知っています。それでも、岩国市は、言葉だけで「容認していない」とし、現実を覆い隠そうとしています。

こうした岩国市、地元の意思をそのまま県は尊重するという立場でいいのですね。

一方、沖縄県知事は、まもなく、公有水面埋め立て承認の取り消しの処分を行うと聞いています。そうなれば、国と県との正面からの紛争になり、裁判闘争にまで発展する可能性もあります。今後順調に基地建設工事が進んでいくとは、常識的に考えられません。

そうした状況を受けて、岩国市長は先日、普天間基地移設の見通しが立たないうちに、空母艦載機の岩国移駐のみを切り離して進めることは認められないと、改めて明言したということです。空母艦載機の移駐時期が迫っている状況で、この点に関する知事のお考えを改めて確認しておきたいと思います。

関連して、今回の補正予算に、米軍再編に係る交付金を活用した新たな事業、5億円余りが計上されていますが、これに関連して、何点かお伺い致します。

まず、本年度に新たに設けられたこの交付金は、米軍再編を円滑に進めることを目的としていることは容易に推測できます。そこで、お尋ねします。防衛省から交付金の交付要綱が示されていると思いますが、その内容を具体的に教えて下さい。

確か、山口県だけに支給されているとのことですが、今後、対象の都道府県が増える見込みはあるのですか。

山口県としては、今後5年間に100億円の交付金の支給を予定しているとのことですが、それは、単なる期待ですか、それとも、何らかの約束なり根拠があるのですか。

具体的な事業として、岩国、和木、周防大島地域の道路整備や河川改修、県立高校の空調設置などが計上されていますが、その事業採択の方法についてお尋ね致します。

まず、地域振興と安心・安全対策として各種事業が計上されていますが、その使い途としてソフト事業には使えないのでしょうか。また、採択にあたっては、地元の要望はどのように反映されているのでしょうか。

3. 地方創生について

政府においては、地方創生を重要課題の一つと捉え、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、昨年12月には、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。現在、この戦略に基づき、国、地方あげて諸施策を行っているところだと思えます。

そこで、まず、現状をお聞き致します。

緊急的取り組みとして、昨年度末の補正予算で地方の積極的取り組みを支援する自由度の高い新たな交付金が創設されているようですが、今年度も含めて地方創生関連の国全体の予算額、その具体的な内容を教えて下さい。

そして、山口県では、この議会に最終案が示されていますが人口ビジョンと総合戦略の策定作業が行われるとともに、地域の消費を喚起するための割引旅行券の発行が行われていますが、その具体的な内容と今後の予定、予算額をお示し下さい。その他にも、何か緊急的な取り組みがあれば、それも含めてお願いします。

また、県内の市町では、プレミアム商品券の発行などが行われているようですが、その他にどのような取り組みがおこなわれているのでしょうか、把握されておられるものをお答えください。

今後、総合戦略に基づき各種政策が実施されることになると思いますが、来年度の概算要求では、新型交付金の予算が1,000億円余り計上されているとのことであり、これも有効に活用することはもちろんですが、限られた予算の中で総花的に事業を行ってもあまり効果は期待できません。

「まち・ひと・しごと」を生み出すためには、やはり、町の商店や地場の中小企業、そして農家などが元気で、地域でお金が回る、いわば循環型の自立した地域経済を作る必要があると思えます。

そこで、こうした観点から、お尋ねいたします。

まず農山村の自立についてお伺いいたします。

例えば、県内では、中山間地域の過疎化が急速に進んでおり、10年、20年後には、多くの地域が荒廃してしまいます。それを食い止めるためには、農業で少しでも生活できるように作物を販売し、消費が地元で行われ、地域でお金が回るよう、直売所や地域の商店などを通じた流通

の仕組みをもう一度整備することや、地元農産品の学校給食への活用をさらに高めることが必要であると思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、地域での暮らしを守るため病院やガソリンスタンドなども必要不可欠です。これらのことは行政が手を差し伸べて支援していかないと過疎化や農山村の衰退は食い止められません。こうした施設が維持されるよう対策を行うべきだと思います。これらについて具体的な施策はお持ちでしょうか。喫緊の課題ですから、是非希望の持てる答弁をお願いいたします。

次に、郊外に次々に進出している大型店舗の規制についてお尋ねいたします。

そこに行けば、何でも安く買うことができ、大きな駐車場もある。なるほど便利ではありますが、一方では、まちの商店や本屋さん、靴屋さんなどが次々に姿を消し、地域の商店街は崩壊寸前です。そうなると、まちの活力と多様性、しごとが失われ、地域活力・地域経済は確実に衰退していきます。

大規模店舗の進出に関しては、地域の商業を守るという観点から一定の規制が必要だと思いますが、新規立地の際の行政手続きなどにおいて、県や市町はどのように関わっているのでしょうか、またどのような方針で臨んでおられるのでしょうか、お尋ねいたします。

4. 主権者教育と学校図書館の充実について

選挙権年齢を18歳まで引き下げる公職選挙法が成立し、来年の参議院選挙から実施される見通しとなりました。そこで学校現場では、主権者教育について、中立性を保ちながら政治をどう教えたらいのか教員の間には責任と迷いが生じています。

今年6月、柳井高校で行われた公開授業について、先の議会で教育長は、配慮が不足していたと答弁されました。また、委員会では、教員は多様な資料を使用すべきだったなど反省を述べられています。

柳井高校の授業では、安保関連法案について新聞2紙の記事を読み比べ、8つのグループに分かれグループごとに議論した内容を発表し、最も説得力のあるものに投票したもので、直接安保法案の賛否を問うたものではありません。授業を受けた生徒からは、「これから政治のニュースや新聞をもっと見ようと思う」とか「自分たちが大人になった時に関連がある問題だから、これから関心を持っていく」などの意見が出されています。

県教委では今後、政治的中立性や授業の進め方、資料の取り扱いなどについて新たな指針を学校に示すとのこと、また、自民党からは、政治的中立を逸脱した教員に対し罰則を設けるといような提言もされていると聞きましたが、もしもそれが真実であるなら、教育への政治介入ではありませんか。7月24日付けの中国新聞には、教育委員会議で、「学校現場が主体的に取り組める内容に・・・」という意見が出されたとありました。指針については、どの程度進んでいるのでしょうか、また、その内容もできる範囲でお示してください。

今回の授業について県教委は、先に述べたように新聞2紙では資料提供が不十分で、多様な資料を提供すべきだったという趣旨のコメントを出しておられます。特に時事や政治に関することは、刻々と情勢が変化する事柄も多く、また授業における中立性を担保するためにも、インターネット

の活用や新聞・雑誌等の多様な資料の活用が不可欠です。

そこでお伺い致しますが、現在県立高校で、新聞配備率はどの程度でしょうか。また、平均何紙が備えてあるのでしょうか。文科省調査によると、全国平均は学校の約90%に2.8紙が配備されているとなっております。

参加型学習として新聞を読むということも挙げられています、さらに新聞記事やコラムなどが大学入試に出題される場合があることから、せめて3紙以上の日刊紙が図書館で自由に読める環境をつくるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

教員が授業に使う資料を、多忙を極める日常業務の中で十分に揃えることには限界があります。そこで資料提供のプロである学校司書が配置されていれば、今回のような問題は起こらなかった可能性も否めません。専門性のある学校司書の必要性について今一度前向きに考えていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

学校図書館に関連してもう一点お尋ねいたします。

If you feel like shooting yourself, don't. Come to the library for help instead.

これはアメリカの図書館のポスターにあった言葉です。一方日本でも、「もうすぐ2学期。学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、学校を休んで図書館へいらっしやい」と夏休みが終わりに近づいた8月26日、神奈川県鎌倉市立図書館の公式twitterでこうつぶやかれたことが、半日で3万回もリツイートされ、大反響を呼びました。

休み明けに自殺する子供が最も多くなる時期、辛い思いをしている子は、図書館で一日中過ごしなさいとの呼びかけでしたが、授業を休んで図書館にいることについては、児童・生徒、また保護者にとってもまだまだ抵抗感や後ろめたさがあるように思います。図書館への敷居をもっと低くし、学校の図書館がいつでも開いていて、自由に利用できるような環境を整備すれば大切な命を救うこともできるのです。そこでお尋ねいたします。夏休み中、学校の図書館は、どの程度開館しているのでしょうか。また開館時の学校司書の有無も教えて下さい。

(再質問)

1. 安全保障関連法について

法案の違憲性について

憲法学者の違憲性の指摘に対して、政府は、従来の憲法解釈の枠内にあり合憲であるとしている。

しかし、これまで日本が直接攻撃された場合に限り反撃することが認められていましたが、今回は、他国が攻撃された場合に日本が攻撃されていなくても明白な危険があると判断すれば、日本の領域外で武力行使ができることになり、従来の範囲を大きく逸脱し憲法違反であることは明らか、政府の論理は完全に破綻していると思いますが、これについて是非知事のご答弁をお聞かせ下さい。

戦争に巻き込まれる危険性について

政府は、今回の法律は日本を守るための限定的な集団的自衛権の行使であり、戦争に巻き込まれることは絶対にはないとしているが、実際は、他国に対する武力攻撃を排除するために自衛隊が相手国を攻撃することになり、相手国から見れば敵国とみなされ、むしろ、こちらから戦争に参加することになります。

また、重要影響事態法などでは、後方支援の範囲が大きく拡大され、世界中で米国や他国の軍隊に対して、武器以外の何でも（弾薬も可能だというから驚く）提供できることになりました。こうなると、完全に武力行使と一体化され、相手国から見れば格好の攻撃材料となり、日本が戦争に巻き込まれる危険性は確実に高まると言える。

岩国には、米海兵隊と海上自衛隊の航空機部隊が駐留しています。

有事になれば、両者が共同して行動することになる。そうなれば、岩国基地は、最前線基地の一つになり、必然的に、市民の平穏な生活が脅かされることになる。

県民の安全を守るという立場から、知事としてどのようにお考えなのか、もう一度知事ご自身の言葉でお聞かせください。

2. 米軍再編について

基本姿勢について

「今以上の」というのは、まだ空母艦載機が来ていない現在の状況を基準にしているのですか、それとも、すでに空母艦載機の移駐が前提になっていてそれ以上の機能強化は認められないということですか、大切なことなので、明確にお答え下さい。

また、ここで言う「機能強化」に当たるかどうかの具体的判断基準を教えてください。山口県は、確か、住民生活に与える影響（騒音や事故の危険性など）で判断するもので、航空機の機数や兵員の数などの物理的な要素を基準とするものではないと、数年前から突然、基準を変えられたようですが、それでいいのでしょうか。

そうだとすれば、今回の空母艦載機59機の移駐については、「機能強化」という観点からは、どのように判断されているのですか教えてください。

（移駐後・・・容認していることになる）

普天間基地移設の見通しについて

以前、知事は、沖縄県知事の容認などを一つの判断材料にするという趣旨の答弁をされていると思いますが、その知事の埋め立て承認が取り消されようとしています。今後、県は、普天間基地移設の見通しをどのような基準で判断されるのでしょうか、具体的に教えてください。見通しが立つとはどういうことか教えてください。

交付金について

これは、初めから山口県だけを対象にした交付金のように思われますが、そうだとすると、国の事業としては、あまり例のない、何か裏に特別な事情でもあるのではないかと勘ぐりたくなります。

5年間で100億円という根拠は明確ではないように思いますが、受け取るとすれば、交付要綱などの文書により、全体の支給額や支給期間などに関する何らかの確約を取り付ける必要があるのではないですか。

今回予定されている事業を見ると、道路や河川の改修などのように、積み残しになっていたような事業を断片的にやるというようにしか見えませんが、騒音などの基地から生じる直接の被害を少しでも軽減するための事業に集中的に投資すべきではないか、

3. 地方創生について

大規模店舗の規制について

効率を求める時代の大きな流れに飲み込まれるのではなく、地場の産業や企業、小さな商店も大切にし、お金が地域で循環し、若者や高齢者も安心して生活できる自立した経済を作る必要があります。

大規模店舗は、その規模や立地場所によっては、自治体の枠を超えて、周辺にも大きな影響を与えているものがあります。その役割も否定できませんが、地元商店の育成、高齢者などの便宜を考え、県として、もう少し、積極的に方針を打ち出し、立地調整をすべきではないでしょうか。これまで通りの関与の仕方では、今のような商店街の衰退や町の消滅をただ傍観しているだけとなります。政治の役割が問われる大事な問題だと思いますので、知事のお考えをお聞かせ下さい。

さらに、すみよい地域づくりといえ、やはり、原発や基地を避けて通ることはできません。これらを正面から見据えて県作りをすべきであるにもかかわらず、この総合戦略にどうしてなにも触れられていないのでしょうか。国策だから、専管事項だからと逃げず、原発・基地について総合戦略に取り込まれるべきと思いますが、もう一度知事にお伺いいたします。

4. 図書館について

県教委では、6割以上の公立高校に学校司書が配置されていると言われます。しかし、学校司書とは、専ら学校図書館に関する事務を担当する職員を言いますが、学校司書について文科省に問い合わせてみましたところ、「専任が望ましいが、7割以上、せめて5割以上図書館の仕事に携わっていること」、と回答がありました。本県の県立高校にそのような人が6割以上もいると

は考えられません。この6割以上という数字が、どのような実態をもとに解答されたものなのか、具体的に教えて下さい。

今、夏休みの学校図書館の開館実態をお答えになりましたが、この93%という数字は、一日でも開館していたものもカウントされているのでしょうか。

(再々質問)

1. 安全保障関連法について

この問題は、立憲主義、民主主義の根幹に関わる問題です。

従って、主権者である国民はもちろん、政治家も、自らの政治に直結するものとして真剣に考える必要があります。

そういう意味で、知事に何点かお尋ねしたのですが、相変わらず明確な答弁をいただけず残念です。

2. 米軍再編について

今回の空母艦載機の移駐に関しては、市民の安全、安心という観点から「機能強化」には当たらないと判断しているということによろしいですね。

つまり、地元の意向や沖縄の事情を別とすれば、山口県としては、移駐自体は問題ない、つまり容認しているということでもいいですね。再度、確認しておきます。

普天基地の移設の見通しについて

辺野古への新基地建設をめぐる国と県との対立は、相当長期化することも予想される。その間に、2017年と言われる空母艦載機の移駐時期がやってきたとしても、沖縄県知事がゴーサインを出さない限り、岩国への移駐は認められないということでもいいですね。

言い換えれば、沖縄が動かなければ、岩国も動かないという認識でいいですね。

3. 学校司書について

夏休みに一日でも開館している学校をカウントして93%とお答えになったのですね。それで開館していたと本当に言えるのでしょうか。

本県の学校司書について、文科省の言っている7割上が図書館の仕事に携わっていると教育長は認識しておいでなのですね。

以上